

厚生労働省発第0126002号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱（別紙）

平成18年1月26日

厚生労働大臣 川 崎 二 郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 適用対象業務

一 その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない業務として定められている医師法第十七条に規定する医業等の範囲から、当該業務が産前産後休業、育児休業及び介護休業中の労働者の業務に該当する場合並びに派遣就業の場所をへき地とする医業を行う場合を除くものとする。

二 一のへき地は、次のいずれかの地域をその区域内に有する市町村をいうものとする。

(一) 離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された「離島の地域」

(二) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する「辺地」

(三) 山村振興法第七条第一項の規定により振興山村として指定された「山村」

(四) 過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する「過疎地域」

第二 施行期日

この政令は、平成十八年四月一日から施行するものとする。